

第46回千葉市民花火大会 売店出店者募集要項

1 目的

この第46回千葉市民花火大会出店者募集要項（以下「出店者募集要項」という。）は、千葉市民花火大会における賑いの創出と会場来場者へのサービスを目的に設置する売店の出店者募集について必要な事項を定めるものとする。

2 出店場所

売店の出店場所については第46回千葉市民花火大会会場内の定められたエリアとする。

（別紙「売店配置図」）

3 出店時間

出店時間は、幕張海浜公園エリア（②～⑩）は午後4時30分より午後9時以内、幕張メッセ駐車場エリア（①）は午後4時より午後9時以内とする（エリア名は売店配置図参照）。

但し、千葉市民花火大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、業務の実情に応じて出店時間を変更できるものとする。

4 出店数、出店規模

出店数は、原則としてエリア毎に指定する店舗数とする。出店規模は原則として1店舗（1小間）10㎡（1.5間×2間）を基本とする。ただし、出店申請状況等を踏まえ、必要に応じて実行委員会で出店数・出店規模の調整を行う。

5 取扱品目

売店における販売品目または営業する品目は、次に掲げるものの範囲とする。

（1）郷土物産品

千葉の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

（2）飲食物

良品を低廉な価格で販売する。

ア 簡易な調理を行う飲食品

調理する食品はあらかじめ下処理をされたものを用い、提供直前に加熱処理をして提供できる飲食品であること。

*この場合、食品衛生関係法令等により、食品営業許可申請が必要になります。

食品営業許可申請は各出店者で行っていただきます。申請にあたっては別途申請料が必要となります。

*高圧ガス等を利用する場合には、使用又は取り扱うガスの種類や処理量、また、取扱の内容などに応じて、資格免状を持った製造保安責任者等を選任し、作業することが法律（高圧ガス保安法、液化石油ガス法）で義務づけられています。

これら責任者等資格取得者を必ず従事させること。

イ 現場での調理加工を行わない飲食品

食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、同法に基づく適正な表示がなされている飲食品であること。なお、取り扱う食品は概ね次に掲げるものとする。

（ア）弁当類（調理パンを含む）

弁当製品には製造者、氏名、製造所所在地、消費期限等の必要な表示及び早期飲食を促す等の取扱に関する注意事項を表示すること。

(イ) 清涼飲料水等

容器包装入りで衛生的な物を取り扱うこと食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工された食品で、容器包装などにより衛生的な措置が講じられ、かつ法令などの規定に基づく表示がなされているもの。

ウ 酒類

生ビールや酎ハイをサーバーで提供する場合は、個別に営業許可証が必要です。また、瓶や缶からコップに移して提供することもできません。詳しくは保健所にお問い合わせください。

※瓶や缶で酒類を販売する場合は、期限付酒類小売販売届出書を税務署へ提出してください。

(3) その他実行委員会が認めるもの

6 出店者の条件

出店者は、以下の条件を満たした者とする。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (2) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (3) 食品を取り扱う売店については、過去2年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (4) 千葉市内及び県内の事業者であること。但し、実行委員会が特に認めたものについてはこの限りではない。
- (5) 本要項の内容に従えること。

7 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置、撤去等に要する経費相当分と出店料を負担する。

8 出店料等

(1) 売店出店料等

出店者は、下記の金額を出店料として負担するものとする。

① 出店料

出店規模 (1店舗あたりの面積)	エリア	出店料
1小間 10㎡ テント (1.5間×2間)	②③④⑦⑩	35,000円
	⑤	25,000円
1小間 10㎡ (ケータリングカー)	①	27,000円
	②④⑥⑨⑩	25,000円

② 出店料に含まれるもの

- ・エリア②③④は、テント1小間 (間口3.6m×奥行2.7m)、電気設備 (1,500W以内)、蛍光灯 (1灯)
- ・エリア⑤は、電気設備 (1,500W以内) <テントは出店者が用意>
- ・ケータリングカーは、電気設備 (1,500Wまで)

③ 備品オプション (追加)

テーブル (1,800×600mm)、パイプ椅子、横幕 (9,000mm)、消火器、電気設備 (1500W) の追加等については、別途ご相談ください。

(2) 出店料等の支払

出店料は、実行委員会が出店許可した日から7日以内に下記口座まで振込を完了すること。なお、指定した期日までに振込が完了しない場合には、出店許可は取り消しとする。

【振込先】※下記は出店者事務局（受託者）です。

金融機関：千葉興業銀行本店営業部 普通預金 8 5 4 4 7 6 1

口座名義：株式会社イベント・コミュニケーションズ 代表取締役太田一哉

(3) その他

荒天等の理由により、主催者側の判断で開催中止の場合は、出店料を返金する。但し、出店料以外にかかった経費は出店者負担となりますのでご了承ください。

出店者の都合により、開催日7日前以内に出店を取りやめた場合には、出店設置費用を出店者に請求するものとする。

9 売店設備

売店出店に伴う設備等は、各自で準備すること。

10 出店申込方法

(1) 出店申込希望者は下記書類に必要事項を記入、捺印の上、下記提出先にメールにて申込み下さい。※メールが不可能な方は郵送にて賜ります。

- ① 売店出店申込書（様式第1号）
- ② 出店者及び取扱品目等一覧表（様式第2号）
- ③ 売店業者名簿・持込備品等計画表（様式第3号）
- ④ 念書（様式第4号）
- ⑤ 6か月以内に撮影した出店責任者の写真2枚（売店従事者名簿に添付したものを含む）

(2) 募集期間

～令和6年6月15日（土）必着

※ 書類提出期日を過ぎた場合、書類に不備がある場合は、出店できませんので、期日を厳守下さい。

(3) 申込提出先は下記メールアドレスにて承ります。（メールが不可の方は下記まで郵送）

メールアドレス：C.hanabi-booth@eventcom.jp

〒261-0023

千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンB棟5階

千葉市民花火大会実行委員会【(株) イベント・コミュニケーションズ内】出店者事務局

電話番号：043-304-5740

11 出店者及び出店位置の選定、出店許可証の発行

実行委員会は、出店申込のあった者について、本要項に基づいて審査し、売店責任者、販売員、その他の関係者が暴力団等反社会勢力であるかどうかについて関係機関へ意見聴取のうえ精査したのち、適当であると認めたものについて、出店を許可する。

- (1) 出店申込が、売店設置予定数を超えたとき、実行委員会は次にあげる申込者を優先して出店を承認する。ただし、これによりがたいときは抽選により決定する。
 - ・ 千葉市民花火大会への協賛企業
 - ・ 千葉市内に本社を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
 - ・ 過去出店実績がある者
 - ・ その他、実行委員会が特に認めたもの
- (2) 出店位置については、出店者の希望を考慮して実行委員会が決定する。
- (3) 実行委員会は、出店を許可するものに対し、関係機関立会いによる事前説明会にて売店出店許可証・通行許可証を交付する。
- (4) 実行委員会は、出店を許可しなかったとき又は許可を保留するときは、当該申込者に対して、その旨を告知するものとする。

12 出店者の設備基準

出店にかかる設備等の基準は、次のとおりとする。

(1) 食品関係売店

- ① 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置が講じられており、保管・陳列は、衛生的な設備で行い、かつ冷蔵保存が必要な食品には、冷蔵設備を設けること。
- ② 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
- ③ 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られ、かつ常時清潔を保持していること。

(2) その他の売店

取扱商品の内容を明瞭に識別できる陳列設備を設けること。

(3) 電力・水道及び火気の使用

電力・水道及び火気の使用を必要とする場合の費用は、出店者負担とする。また、発電機の持込みは禁止とし、実行委員会の設置する設備を使用すること。

※火気を使用される場合は、出店申込書に記入の上、火気の種類も併せて記入願います。

記入なく使用した場合は、火気の使用を中止していただくことがあります。また、水道を使用する際には保健所からの指導を遵守願います。

【火気を使用される出店者の皆様へ】

*プロパンガスを使用する際の注意事項につきましては、別紙をご参照ください。

*消防署の指導により、出店者負担で消火器を必ず準備願います。

13 売店監督者

(1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、会場内に売店監督者を置く。

(2) 売店監督者は、売店設置会場を巡回し、売店の管理運営について指導監督するものとする。

14 売店責任者

(1) 出店者は、当該従業員のうちから売店責任者を定め、実行委員会へ報告し、当該売店に常駐させるものとする。変更が生じた場合には、速やかに実行委員会及び売店監督者へ報告すること。

(2) 売店責任者は、売店監督者の指示に従い、当該売店の管理運営について従業員等を指導監督し、販売等が適切に行われるよう努めなければならない。

(3) 食品を取り扱う売店においては、売店責任者は食品取扱責任者として販売等が衛生的に行われるよう、従業員の指導に努めなければならない。

15 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 実行委員会から交付される売店出店許可証を、店頭の見やすい位置に掲示すること。

(2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、店内で発生したごみは持ち帰り、環境美化に努めること。

(3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。

(4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。

(5) 飲食物を販売する売店にあっては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。

(6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。

- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、実行委員会が指示する時間内に行うこと。
- (8) 従事者の服飾は清潔なものを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- (10) 出店者及びその従業員は暴力団等反社会勢力に関与していないこと
- (11) その他関係法令などを遵守し、保健所、施設管理者及び売店監督者の指示に従うこと。

16 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。
- (5) 危険物を販売すること。
- (6) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (7) 拡声器及び音量器具類を使用すること。
- (8) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

17 管理運営

- (1) 売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、施設管理者又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任において、その損害賠償の責任を負うものとする。

18 事故等発生時の対応

売店において事件、事故などが発生したとき、又は不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督者に報告するとともに、売店監督者は千葉市民花火大会実行委員会及び関係機関に報告し、その指示に従い対応するものとする。

19 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができるものとする。この場合において、出店者は、実行委員会に対し損害の賠償及びすでに納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 第46回千葉市民花火大会出店者募集要項又は法令等に違反したとき。
- (2) 出店者が暴力団等反社会的勢力に関与していると認められたとき
- (3) その他実行委員会が出店させることを不相当と認めたとき。

20 原状回復

出店者は販売終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督者の検査を受けなければならない。

21 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

22 その他

この要項について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、実行委員会が別に定める。